

令和2年第5回田布施町議会定例会一般質問通告一覧表

質問者1 石田 修一

※最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 防災対策について	<p>各地で100年に一度レベルの大型台風や豪雨災害が多発しており、被害も甚大である。また、新型コロナ禍での避難所運営対策などの新たな課題もでている。</p> <p>①町の洪水ハザードマップは作成から10年が経過しており、気象状況も年々変化している。早急に見直しすべきと考えるがどうか。</p> <p>②新型コロナ禍での避難所運営の対策など準備はできているか。</p> <p>③地域の防災力を高めるため自主防災組織の育成はできているか。</p>	町長
(2) 国民健康保険について	<p>国は医療適正化や保険税収納率の向上など、国保財政の健全化につながる対策への取り組み状況や、その結果について評価を加え、県や市町村により多くの財政支援を行うことで取り組みを促す、(保険者協力支援制度)を本格的実施、その結果を公表している。</p> <p>①本町はこれまでどのような取り組みをされたのか。また、評価はどうか。</p> <p>②評価結果を踏まえて今後の取り組みはどうか。</p>	町長
(3) 地域の活性化について	<p>新型コロナウイルスの感染防止対策により、盆踊り大会や公民館活動などの諸行事が中止、もしくは自粛されている。このため、地域のつながりやふれあい活動は衰退しているように感じられる。</p> <p>これからは新型コロナと共存する新しい生活様式が求められる中で、行政がもっと知恵をしばり、安全、安心に実施するための対策を示して、積極的に地域活動を推進してほしいと考えているが如何か。</p>	町長 教育長
(4) 麻里府グラウンド(旧麻里府小学校)の活用について	<p>地域住民から麻里府グラウンド周辺に遊歩道整備の提案です。健康を維持していくために、歩くということが重要だと言われております。身体を筋肉を使い、血流も増し、身体も脳も活性化し、健康増進につながります。地域住民の積極的な提案を是非、ご検討願いたい。</p>	町長

質問者2 西本 篤史

※最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 職場環境の改善・対策について	<p>町はパワ・ハラ報道により苦情電話、誹謗中傷、爆破予告など大変な出来事があった。原因究明のため6月17日午前人事調査特別委員会を設立し第三者委員会に委託することを決定したが、その日の午後には町長の謝罪会見が行われ、町長は「町議会の第三者委員会の判断を待ちたい」とされた。</p> <p>人事調査特別委員会は第三者委員会設立に向けて進め、7月21日に山口県弁護士会の推薦弁護士、大学教授の専門家と準備会を行った。そこで、今回の問題点を指摘された。</p> <p>専門家に指摘された問題点は3点。1.公務員法による法令遵守(コンプライアンス)業務違反に対して懲戒処分の徹底はしていたか。2.公益通報者保護制度システムの構築、通報者窓口の設置はされていたか。機能していたか。3.パワ・ハラスメント防止法の管理監督者の</p>	町長

	<p>責務、職員への徹底はされていたか。以上であった。</p> <p>1の公務員法（第30,32,34,35条）による法令遵守（コンプライアンス）業務違反に対して懲戒処分の徹底はしていたか。</p>	
(2) 公益通報者保護制度システムについて	<p>公益通報者保護法（内部告発）のガイドラインが消費者庁より施行され、民間向けと国家公務員、地方公共団体向けがある。公益通報者は公益通報を事業者（行政機関）の内部窓口か外部窓口に通報する。報道機関への通報は被害の発生・拡大防止のために必要と認められるものとある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内に公益通報者保護制度システムはあるのか ・ ガイドラインを踏まえた内部規定の策定・改正はしているのか ・ 通報者の保護等の条例改正も必要ではないか 	町長
(3) ハラスメント防止法の管理監督について	<p>パワ・ハラ防止法は厚生労働省及び人事院から施行されている。ハラスメントを受けた場合、民間では企業の相談窓口や労働基準監督署に行くが地方公務員の場合は庁内の公平委員会（人事委員会）の相談窓口→弁護士→人事院相談窓口となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回指摘のあった庁内の相談窓口、管理監督者の責務は徹底されていたか ・ パワ・ハラ法に関連する条例はあるのか ・ 庁内での公平委員会へ相談はあったか <p>今回指摘があったように庁内にも不備があったのではないかと。今後職場環境を改善するためにはどのような対策を講じるのかお訪ねする。</p>	町長

質問者3 國本 悦郎

※最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 固定資産税の徴収は適法に処理されていたか	<p>毎年5月に固定資産税の固定資産税課税明細書（納付書）が来る。</p> <p>一昨年、間口と奥行については、本来なら国の示した比準割合に従って減額補正すべきところを町は独自の宅地比準表を作成し、二十数年間補正もせず過大徴収してきたことが発覚した。それだけでなく、未登記の土地や家屋についても、長年、免税点適用誤りによる課税ミスのあることが職員の指摘で判明していた。しかし、それを内部告発されるまで放置したばかりか過去分の課税ミスは葬り去ろうとしていた。</p> <p>一連のこういった固定資産税の過大徴収や課税ミスを放置しことはコンプライアンス（法令遵守）の立場から言えば適法に処理されていたことになるのか？</p> <p>また、今現在、課税誤りの件数と還付金、返還金はいくらになるのか？</p>	町長
(2) 人事評価は適法に処理されていたか	<p>田布施町では平成28年度に「田布施町人事評価制度実施要領」を作成し、人事評価をしてきた。</p> <p>Bシートだけしか提出しなかった職員の評価を、第1次評価者は面談を一切しなく、一方的に0点と評価して第2次評価者に提出し、町長の確認印で評価は確定した。</p> <p>第1次評価者が面談をして指導や助言があり、更に第2次評価者から第1次評価者に対して何らかの指示が出され、ダブルチェックが機能していれば0点評価は回避されたはずである。</p> <p>田布施町人事評価制度実施要領には、【目的】【2つの評価方法】【研修等】【評価等の手順】等が網羅してあるが、この0点評価はコンプラ</p>	町長

	<p>イアンス（法令遵守）の立場から言えば適法に処理されていたことになるのか？</p> <p>現時点で、この0点評価は、どういう扱いになっているのか？</p> <p>私が12月議会で質問して以降、人事評価について、特に面談の必要性の面ではどのような研修を行ってきているのか？</p>	
(3) パワハラ防止法は機能していたか	<p>今年6月に施行した「改正労働施策総合推進法」以前に、平成30年9月に施行した「田布施町職員ハラスメント防止に関する要領」がきちんと機能していたかどうか疑わしい。施行時は勿論、令和元年度、令和2年度においてそれが徹底するよう職員対象の研修がなされたのか？</p> <p>今回、全国に注目を浴びるような扱いで報道されたからいろんな面で改善がなされたようだが、本当に個人をターゲットに見せしめのように行ってきた一連の扱いをパワハラと反省しての改善措置だったのだろうか疑問符が付く。</p> <p>今回の件は、どのように反省してどう具体的に改善しているのか？</p> <p>今後、ハラスメント防止に関する要領をどう改善し、職員に徹底するのか詳しい説明が欲しい。</p> <p>また、町長は広報で謝罪し、議会に協力するとしているが、第三者委員会が設置できなくなっている。町長はこれを受けて今後どうするつもりなのか？</p>	町長

質問者4 穴井 謙次

※一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 中央公民館の今後はどうするのか尋ねる	中央公民館は町の施設として唯一の耐震化されていない施設であり又外壁等の老朽化も激しいため、具体的な建て替え計画の必要性を感じている。中央公民館の今後についてお尋ねする。	町長
(2) 固定資産税の評価見直しについて進捗状況を尋ねる	固定資産税の評価見直しについては今までも一般質問でたびたび取り上げられている。令和3年度において行われる固定資産税評価の見直しについて、路線価方式の導入も含めた現時点での方向性と、進捗状況をお尋ねする。	町長
(3) 「感染しても安心して暮らしたい」差別防止の取り組みは	新型コロナウイルスに感染した人への差別、中傷があとを絶たないことから、文部科学省は、子供や、教職員、地域住民に対し、差別につながる言動を行ったり、同調したりしないよう呼びかける緊急のメッセージを発表した。幸いなことに町内では感染者は発生していないが、町ではどのように対応策を講じていかれるかお尋ねする。	教育長

質問者5 河内 賀寿

※一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 敬老会今後どうなるのか	<p>新型コロナウイルスの影響で、今年の敬老会は中止となった。その代わりに、75歳以上全町民に2千円支給されるとのこと。来年には、ワクチンが完成して、終息しているのがなによりですが、もしその時、敬老会より2千円の方がいいと、多くの方が望まれた場合、どう対応されるのか。</p> <p>お金に変えられない親睦ということは大事ですが、暑い時期でもあり、</p>	町長

	そういったこともあるかもしれないと思い、敬老会が今後どうなるのか質問します。	
--	--	--

質問者6 竹谷 和彦

※一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 庁舎内の防犯カメラ・録画機器の設置状況は	田布施町の危機管理についてお尋ねする。昨年の9月議会でも同じ質問をしたが、周知のとおり今年6月に田布施町を震撼させた田布施町役場爆破予告という前代未聞の大騒動があったばかりだ。 さて、その後、役場の出入り口や役場周辺に防犯カメラや録画機器は設置されたのか。設置していないのであればその理由は。今後の設置予定を問う。	町長
(2) マスコミの取材対応について	6月9日、議会初日のマスコミ報道に端を発し、インターネットや電話による田布施町への激しい電話による抗議やメールによる問い合わせや脅迫・誹謗中傷事案があったばかりだが、田布施町への報道機関の取材の窓口や取材申し込みはどのように行われているのか。羽鳥モーニングショーが中央公民館の執務室を取材していたが事前の取材申し込みはあったのか。	町長

質問者7 松田 規久夫

※一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 税と社会保障費の負担率は	新型コロナ感染症対策として、新たな生活スタイルが定着しそうである。日本の実質国内生産（GDP）は個人消費が約6割を占める。コロナ禍による生活の変化で、所得水準も消費活動も変化する。 標準的世帯のモデルケースで、町県民税、所得税、固定資産税等の税負担と国保税、介護保険料、後期高齢者保険料等の負担率はいくらか。300、500、700万円世帯で示して欲しい。コロナの影響で今後の数値は大きく変化する可能性は高い。	町長
(2) 生活保護について	新型コロナ感染拡大により、生活保護の利用を申請する人の急増がある。厚生労働省は生活保護の申請を侵害せず、速やかに決定することを求める通知を出した。コロナ禍で田布施町の生活保護申請受付、決定の現状を尋ねる。 1. 申請者の傾向は。申請件数の変化は。同様に決定数は。 2. 受給額はおよそいくらか。 3. 受給者に収入が生じると受給額は。 4. 支給に関して田布施町の実質的な負担は。 5. コロナ禍で将来的な対象者の変化は。	町長
(3) 少人数学級について	首相の一言で全国的に始まった一斉休校。田布施町も学校再開に向け苦勞されたと思う。感染症対策は学校の新たな負担となっている。 対策の一つにソーシャルディスタンス確保がある。人との社会的距離を保ちウィルスの飛沫伝染を防ぐ方法だ。限られたスペースの教室に、児童・生徒の数が少ないほど距離は保てる。町の財政、子どもの数、教師の数など議論は必要だが、少人数学級を実現しようではないか。	町長 教育長

	OECD加盟国で日本は下位にある。小学校は町内に4校ある。出生数は100人に満たない。感染症予防となる今以上の少人数学級は実現可能と思うので提案する。	
--	---	--

質問者8 清神 清

※最初は一括質問一括答弁、2回目より一問一答

質問事項	質問要旨	質問の相手
(1) 選挙投票日の時間短縮について	<p>来年に実施予定の町議会議員の選挙の投票時間短縮について質問します。過去20年間の投票率を見ますと平成11年には81%あった投票率が4年後の平成15年は75%、平成17年の解散選挙は71.2%、平成21年65.4%、平成25年は65.1%、前回選挙、平成29年は56.19%と選挙のたびに投票率は下がっている。期日前投票も平行して行われており、投票日に都合の悪い人も気軽に投票できるようになっている。しかし投票率は下がり続けている。</p> <p>現在、投票日は朝7時から夜8時までとなっているが、時間延長が投票率アップの効果にはつながっていないし、投票時間は十分確保されていると思う。本町では、来年2月に町議会議員の選挙を控えているが、投票時間の短縮の見直しをすべきと考える。時間短縮するには特別の理由が必要とされているが、今年はコロナウイルス感染予防のための特別な理由があるため、午後6時までに短縮出来ないか。</p> <p>参考までに上関町では、平成21年頃からすでに投票時間を短縮しているが、投票率に影響はないとのこと。</p>	選挙管理委員長
(2) 避難所開設の見直しについて	<p>異常気象が続き、35度以上の猛暑日が例年になく長引いています。今年の7月には各地で豪雨が発生し、崖崩れや家屋の浸水が報道されました。最近特に自然災害の発生率が上がってきているように肌で感じます。台風シーズンを目前に控え、いつ自然災害が発生するか予測が付きません。現在、大雨注意報が出るたびに、防災センターや、地域の公民館に避難所が開設されてメール配信されていますが、公民館や防災センターまで行く途中に災害に遭うことも考えられます。</p> <p>そこで地域の高台にあるお寺の本堂や庫裏、神社の氏子会館を一時避難所に指定して近くでより安全な場所で身を守る方が避難しやすいと考えます。当然受け入れ可能なところと不可能なところもあるので、事前調査は必要と思います。</p> <p>以前テレビのニュースでお寺の住職が一時避難所としてお寺を提供したいとの報道があり、田布施の一部のお寺に相談したところ、地域の住民の為なら受け入れ体制はあるが、事故や物損があった場合、責任は自己責任でお願いしたいとのことでした。</p>	町長